

民生病院常任委員会審査概要報告書

委員長 角田 悠紀

- I 開催年月日 令和 3 年 3 月 16 日（火）
- II 会議時間 午前 10 時 00 分～午後零時 58 分
《休憩》
午後 1 時 43 分～午後 3 時 38 分
- III 出席委員等 [出席委員] ◎角田 悠紀 ○酒井 善広 高瀬 充子
本田 利麻 上田 武 曾田 康司
藪中 一夫 中川加津代 狩野 安郎
(◎…委員長 ○…副委員長)
- [説明員] 別紙名簿のとおり
(寺口多文化共生室長が入院加療のため欠席)
- [委員外議員] なし
- [事務局職員] 西本 幸夫 松本 武司 堀田 寛之
- [傍聴者] なし
- IV 審査の概要

1 付託議案について

- 議案第 2 号 令和 3 年度高岡市一般会計予算のうち本委員会所管分
- 議案第 3 号 令和 3 年度高岡市国民健康保険事業会計予算
- 議案第 7 号 令和 3 年度高岡市介護保険事業会計予算
- 議案第 8 号 令和 3 年度高岡市後期高齢者医療事業会計予算
- 議案第 9 号 令和 3 年度高岡市高岡市民病院事業会計予算
- 議案第 25 号 高岡市重度心身障害者等医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 26 号 高岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 27 号 高岡市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 28 号 高岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例
「高岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正」
「高岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正」

「高岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正」

「高岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正」

議案第 30 号 高岡市印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 31 号 高岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 41 号 高岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び高岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例

議案第 42 号 高岡市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第 52 号 令和 2 年度高岡市一般会計補正予算（第 8 号）のうち本委員会所管分

議案第 53 号 令和 2 年度高岡市国民健康保険事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 56 号 令和 2 年度高岡市介護保険事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 57 号 令和 2 年度高岡市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）

及び

議案第 58 号 令和 2 年度高岡市高岡市民病院事業会計補正予算（第 4 号）

以上、当初予算議案 5 件、条例議案 8 件及び追加提出された補正予算議案 5 件の計 18 件については、議案第 2 号のうち本委員会所管分、議案第 3 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 27 号及び議案第 28 号の計 6 件は賛成多数で、議案第 9 号、議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 52 号のうち本委員会所管分、議案第 53 号及び議案第 56 号から議案第 58 号までの計 12 件は、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑等は次のとおり。〉

（以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示）

【議案第 2 号のうち、民生費負担金について】

○ とやま呉西圏域成年後見センター事業等に係るとやま呉西圏域連携事業費負担金について、各市の負担割合と算定方法は。また、利用状況から見た金額は妥当か。

△ 負担割合は各市の人口割合で決定しており、本市は 38.8%、射水市は 20.8%、氷見市は 10.8%、砺波市は 11.1%、南砺市は 11.6%、小矢部市が 6.9%となっている。人口割合にするとということを話し合いで決めたことから妥当性もあり、負担割合を決める一つの方法であると考えている。

【議案第 2 号のうち、使用料について】

○ 使用料見直し前と比べて、歳入増を部局ごとにいくら見込んでいるか。

△ 歳入については、伏木、戸出、中田の各コミュニティセンターでそれぞれ減額を

見込んでいる。コロナ禍での利用者減を見越して算出している。

- △ 社会福祉課で所管するふれあい福祉センターで、令和元年度の決算額 605 万 9 千円に対して、令和 3 年度予算で同様の額を見込んでいる。研修室等の使用料の引き上げを行っているが、令和 2 年度実績はコロナ禍のため、令和元年度と同程度を見込んでおり、令和 3 年度についてもコロナ禍のもとで見込みは難しいが、利用状況等も概ね同程度になるのではないかと考えている。
- △ 高齢介護課で所管する伏木、東部、牧野、西部の 4 カ所の老人福祉センターで、令和元年度の実績は、約 90 万円から約 150 万円の範囲となっており、それぞれ実績に応じた見込みという形で予算を計上している。
- △ 子ども・子育て課で所管する公立教育・保育施設使用料等について、実際の入所児童数の増減に応じての数字となっており、人数を見込んだの予算計上となっている。
- △ 発達支援センター施設療育使用料等は令和 2 年度予算に比べ、約 10.6%の収入増を見込んでいる。これは、対象者数を増やすことに伴うもので、1 日あたりの受け入れ利用者数の拡大による利用件数の増加を計画しているものである。

【議案第 2 号のうち、個人番号カード交付事業費補助金について】

- 令和 2 年度は、マイナポイント等の施策により、マイナンバーカードの取得率が高まったと考えるが、本市の取得率は。
- △ 本市におけるマイナンバーカードの交付率は、令和 3 年 3 月 1 日現在で 29.4%となっている。
- 来年度の目標は。
- △ 国では、マイナンバーカードは一人一人の申請に基づき、交付するものであることから、目標ではなく、想定としている。国が示しているマイナンバーカードの想定は、令和 2 年度末には 6,000 万枚から 7,000 万枚で、人口比率で 5 割前後としている。3 年度末には、9,000 万枚から 1 億枚で、人口比率で 7 割から 8 割としている。また、4 年度末には、ほとんどの住民がカードを保有していることを想定している。本市では、2 年度末の想定に追いついていない状況であるが、今後、保険証利用やマイナポイントによる消費活性化策の延長などを契機に、国の想定数字に近づけるよう普及・促進に努めたい。
- 国ではなく、本市の取得率の想定は。
- △ 最近では、月に 1%ずつ取得率が上がっていることから、この状況が続くと仮定すれば、年間 12%増加することになる。しかし、マイナポイントなどのメリットがあったうえでの現在の数字であることから、今後の国の施策の有無などで数字が変わってくると考えている。
- マイナポイントや春からの保険証利用などで、興味を持つ人も多いことから、マイナンバーカードの普及率が上がるように、市としても取り組んでほしい。(要望)

【議案第 2 号のうち、コミュニティセンター管理運営事業費について】

- 補助金の削減額は。

△ 補助対象が減ったことにより補助金を減額した。基準を見直したわけではない。

【議案第2号のうち、オタヤ市民サービスコーナー事業費について】

- オタヤ市民サービスコーナーの業務内容は。
- △ 住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票、身分証明書の発行と、県内他市町村の証明書が取得できるとやま広域窓口サービスを行っている。
- 事業費の減額理由は利用率の低下によるものか。
- △ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から新しい生活様式の導入を進めており、窓口に来なくても証明書が取得できる環境を整えたいと考え、証明書発行体制の見直しを行ったことによるものである。コンビニ交付の手数料引き下げも証明書発行体制の見直しのひとつである。オタヤ市民サービスコーナーの利用時間については、パスポート申請の際の利便性を維持するため、同じフロアにある県の旅券センターと合わせた形にすることとしている。

【議案第2号のうち、社会福祉協議会経営診断事業費について】

- どのような狙いがあり、このタイミングでこの事業を行うのか。
- △ これまで本市においては、あっさり福祉ネット、あっさりライフ支援システム等、高岡型の地域福祉ネットワークの構築に努めてきた。今回、地域福祉計画の改定年度にもあたることから、令和3年度以降に向けた取り組みのなかで、より地域レベルでの地域福祉の推進に力を注いでいく必要があると考えている。社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体であり、今後も事業を実施していただくにあたり、社会福祉協議会の法人としての事業、財務、組織の状況確認や経営方針を定めていく必要があるという考えのもと、このタイミングでの経営診断を行うものである。
- 本市と社会福祉協議会の関係性をどのように捉えているのか。
- △ 社会福祉協議会は、社会福祉法人であり、半官半民という立場である。行政だけでは、なかなか達成できない地域住民の悩みや困りごとをより住民に近い立場から早急にアプローチしていくことが可能である。そういった意味で行政からの単なる委託を請け負う法人というわけではなく、地域福祉を主体的に担っていただけることを期待している。
- 市民感覚的には、本市と社会福祉協議会が二重構造に見える場面がある。それぞれの役割を明確にし、市民に周知していただくような取り組みが必要と考えるが、見解は。
- △ 社会福祉協議会との連携については、以前からも役割分担のもと取り組むべきとの認識であった。さらに連携を強化し、対応に当たっていききたい。また、市民への周知が行き届いていないという認識があるようであれば、二重構造ではなく、お互いにそれぞれの役割をもって進めているということをPRしていきたい。

【議案第2号のうち、あっさり総合サポート推進事業費について】

- 新たに設ける福祉連携推進室に配置する相談員にどのような役割を期待しているのか。

△ 相談員については、これまで地域福祉の現場で活躍してこられ、ノウハウやキャリアを積んできている専門職の方を登用したいと考えている。地域の現場を踏まえたアウトリーチ支援や伴走型の支援、事案に対する多様な機関との連携対応などに期待したい。

【議案第2号のうち、校下地区敬老会補助金支給事業費について】

- 令和2年度と比較し、予算の増減は。
- △ 敬老会への補助金については、2年度と同様に、1人あたりの単価500円で設定しており、単価に人数を乗じたものである。
- コロナ禍で敬老会をどのように運営していくのか。
- △ 2年度は集まって催し事をするのが難しかったことから、補助金の対象については、お祝いの品を贈呈することなども含め、広義に捉えていくこととした。3年度についても同様の状況が続くようであれば同じような対応を検討したい。

【議案第2号のうち、老人福祉費について】

- 各団体への補助金の削減額は。
- △ 令和元年度と比較すると、老人クラブ活動助成事業費は、平成30年度から段階的に補助金を減少させていただいている。3年度においては、250人以上の単位クラブの方への補助金単価を見直し、6,000円を5,000円に減額したことや、クラブ数が減ったこと等により、約100万円の減額を見込んでいる。
- 老人クラブの補助金が、2年度に引き続き、減額されており、減額を中止してほしい。(要望)

【議案第2号のうち、特別養護老人ホーム等建設事業費補助金について】

- 特別養護老人ホームの待機者は何人いるのか。
- △ 利用希望者については、複数の特別養護老人ホームに申し込み、各施設で順番待ちされている。各施設の待機者については、把握していないが、空いたところから入所しており、比較的に入所しやすい状況にあると伺っている。
- 施設の整備計画は。
- △ 大規模特別養護老人ホームについては、第8期計画の中に整備を進める予定はないが、定員が29名以下である地域密着型特別養護老人ホームについては、1施設整備を検討している。

【議案第2号のうち、特別障害者・障害児福祉・福祉手当について】

- 令和元年度の実績は。
- △ 5,275万円9千円で前年よりも増額となっている。増額の理由としては、単価増が影響している。

【議案第2号のうち、児童手当について】

- 児童手当の特例給付から年収1,200万円以上の高所得者を対象外とすることで浮

いた財源を新たな保育所整備などの待機児童対策に充当しようとしているが、本市ではどれだけの世帯が該当するのか。

△ 年収以外の詳細な要件が国から示されておらず、現時点では不明である。

【議案第2号のうち、保育所費】

○ 現時点の公立保育園の保育士の正規職員数と非正規職員数は。

△ 正規職員数が再任用を含めて136人、非正規職員数は91人である。

○ 本市の保育士の正規職員の平均賃金と非正規職員の平均賃金は。

△ 正規職員のうち保育士だけに絞った平均賃金は算出していないため不明である。

非正規職員については、雇用形態により一概に言えないが、フルタイムなら月給163,100円、パートタイムなら時給1,000円である。

○ 令和3年度における保育の質の向上についての見解は。

△ 例年、保育士を対象に市主催で研修会等を行っている。2年度については、新型コロナウイルスの影響もあり、オンラインで研修会を開催するなどの対応を行ってきた。3年度においても、状況に応じて、少しでも研修の機会を設け、保育士等の質の向上を図りたい。

【議案第2号のうち、生活保護費について】

○ 扶助費の生活保護事業費が減額されている理由は。

△ 生活保護被世帯数が、令和2年1月末時点で618世帯だったものが、3年1月時点で612世帯と減少したことによるものである。ただし、今後、コロナの影響などにより受給者が増加する可能性もあることからその分も見込んで11億7千万円予算計上してある。なお、2年度の決算見込みは11億円に満たない見込みである。

【議案第2号のうち、公衆浴場施設等整備事業費補助金について】

○ 公衆浴場のない地域はどれくらいあるのか。

△ 伏木、志貴野、南星、芳野、高陵、高岡西部の各中学校区には、公衆浴場があるが、それ以外の地域にはない。

○ 公衆浴場のない地域にとっては不公平感があるが、この補助金を続ける意義は。

△ 公衆浴場には、市民の健康増進や世代を超えた交流などの振興を図るという意義がある。また、国、地方公共団体は、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならないと法律で定められている。公衆浴場については、近年利用者が減少していることや、経営している方の高齢化、施設の老朽化などで廃業も増えており、市としては、なんらかの形で公衆浴場を維持させる施策が必要と考えている。そこで、公衆浴場に対する補助として、ふれあい入浴デーを実施している。この日については、通常よりも多くの方の利用があり、市民にも広く定着してきており、公衆浴場の振興策としては一定の効果が得られていると考えており、引き続き実施していきたい。

○ 12校区のうち6校区に公衆浴場がないということで、公衆浴場のない校区に住んでいる人にとっては、行きたくても行くところがない。市の補助金として、正しい

のか。

- △ 市民ふれあい入浴デーでは多くの方の利用があり、市民にも広く定着してきていることから公衆浴場の振興策としては一定の効果が得られている。銭湯がない地区もあるが、廃業が進んでいる浴場を市としてなにも支援しないということはできないと考えている。
- 公衆浴場への支援については、否定しないが、公衆浴場のある地域とない地域で不公平感があることから、ふれあい入浴デーの対象施設を他市にある公衆浴場まで広げるなどの案を検討してほしい。（要望）
- この補助金は、市民に対してではなく、浴場に対するものか。
- △ そのような側面もある。市民に対する健康増進やふれあいの場の提供などが大きな目的ではある。
- コロナ禍において、人との接触を避けようとしているなかで、公衆浴場でふれあいましょうということは時代に合っていないと考えるが、見解は。
- △ 今のところ公衆浴場での感染はなく、衛生に十分配慮し、営業されていると思っている。

【議案第2号のうち、美しいまちづくり事業費について】

- 令和2年度と比べ、どのような増減があったか。
- △ 主な減額の理由は、ごみの集積場の設置補助金の見込みを実績に合わせて見直したこと、市の特別清掃の実施方法を見直したことによる。一方、これまで不法投棄対策として、監視カメラの設置を希望する自治会に対して県協議会のカメラを貸与していたが、3年度において、美しいまちづくり高岡市民連絡会議で監視カメラを購入する予定としている。これらの増減に伴い、約220万円の減額となっている。
- この事業費のなかには、各自治会や地域に清掃活動を委託している事業費内容も含まれていると思うが、コロナ禍にあって、各自治会の清掃活動が行われない状況にある。そのような中で、3年度はどのような体制で各地域にお願いし、市内の衛生管理に努めていく方針か。
- △ まず、これまでの大規模な市主体である特別清掃活動から各单位自治会などの小規模単位で行っていただく清掃活動に移行していただくということである。これは支援している補助金などの減額を行うものではない。また、小規模な単位で行っていただくうえでも感染防止などの対策については必要であると考えている。現物支給を含め小規模な対応で行っていただきたいと考えており、そういった部分の支援については、2年度以上に行っていきたいと考えている。
- 各自治会ではまったく清掃活動が行われていない状況にあるが、3年度も変わらず各自治会で自粛されても補助金は出すという認識でよいのか。
- △ 2年度の実績について集まってきている状況であるが、少人数で実施しているところが大多数である。現在、報告をいただいている件については、まったく清掃活動を行っていないというところは1件もない。これからでてくる実績もあるが、それらも含めてなるべく少人数単位でできるような形での支援をさせていただきながら、補助金については従来通りの形で計上しているので、丁寧に対応し、美しい

まちづくりへの協力をいただけるような形で支援していきたい。

【議案第2号のうち、環境保全対策事業費について】

- カラス対策について、富山市で大きな成果があったとの新聞報道があった。本市でも良い成果が現れた場合、対象範囲を広げるなどの考えはあるか。
- △ 富山市の事例を参考に、令和3年度に事業を考えており、富山市での効果をみて非常に期待している。本市でも実施の結果をみたうえで、大きな効果があれば、苦情の多い地域等への拡大を検討していきたい。

【議案第2号のうち、埋立処分場管理事業費について】

- 埋立処分場を委託することで、費用が約3,900万円増額する一方、職員給与費が約5,900万円の減額になっているという説明があった。埋立処分場を委託することで約2,000万円の経費削減につながるという解釈でよいのか。
- △ 職員給与費については、埋立処分場だけではなく、収集業務などの職員の給与を含んだものが計上されている。直営で正規職員を配置した場合と委託後と比較すると、約2,400万円の削減になると見込んでいる。
- 埋立処分場は次の場所等もいずれ考えなければいけない施設であるが、今の埋立処分場はどれぐらいの期間、活用できると考えているのか。
- △ 現在、B地区及びD地区に埋め立てしているところであり、D地区については、残り14、5年程度は埋め立てが可能と見込んでいる。D地区については、当初、令和6年度末までを埋め立て可能期間として見込んでいたが、高岡広域圏の焼却施設で焼却が開始されたことに伴い、焼却されたあとの焼却残灰が大幅に減るようになった。これまでの環境クリーン工場では、搬入されたごみの約11～12%が焼却灰となっていたが、現在は9.5～10%となっている。そういったことから、当初の見込みよりも埋め立ての容量を圧縮することができ、あと14、5年程度の埋設が可能と見込んでいる。14、5年後に向け、計画地などの方向性について検討したい。

【議案第2号のうち、ごみ収集事業費について】

- 約4億3,000万円の予算が計上されているが、令和2年度予算と比べて、増減があるのか。
- △ 収集の委託費部分で減額がある。それ以外については、これまでと変わらない予算要求となっている。
- ごみ収集にかかる予算が厳しく、回収事業の一部を市民のボランティア、自助努力で回収してほしいという市からの要請があると聞いているが、ごみ収集事業は、会計的にはひっ迫しているのか。今後のごみ収集事業に対する考え方は。
- △ 従来からであるが、特に10年あまり前から農業用水など管理者がいる用排水については農地林務課が主体となり、受益者がいる団体については、受益者が清掃活動を行うという書類が農地林務課から出ている。環境サービス課の所管では、道路側溝の汚泥など、環境保健衛生の面で、市民に協力いただいております、そのようなものに関しては従来どおり、土嚢袋に入れていただき、連絡をいただければ回収させて

いただいている。自治会として3月末から4月にかけて、毎週日曜日に直接埋立処分場に汚泥など清掃活動されたものを搬入いただいた際には、環境サービス課から補助金を出す形で協力いただいている。現在も側溝などで清掃が始まっているが、そういった分についても地元の皆さんの協力を得たうえで、直接搬入いただいたり、土嚢袋に入れていただくなど、すべての地区でご協力いただけるような体制になっている。財政的にひっ迫しているから対応を変えたという形のものではないと考えている。

- 農業従事者も減少傾向にあり、農業用水と生活用排水の区別がなかなかつかない現状にある。その清掃活動を地域にお願いするケースも多々あると思うが、集配については、極力市でまかなうよう努力をお願いしたい。また、お願いしないといけないときには、丁寧な説明に努めていただきたい。(要望)

【議案第2号のうち、消防費について】

- 女性消防吏員の待遇を改善する方策は。
- △ 令和2年度に女性消防吏員のサポート計画を消防本部で策定している。本市の特定事業主行動計画に基づき、消防の業務の特殊性を鑑み、妊娠や出産を迎えるような女性消防吏員がいれば、それに対しサポートするという内容の計画となっている。
- 3年度に女性消防吏員の採用の予定はあるか。
- △ 採用の予定はない。
- 今冬の大雪を踏まえた3年度における救急・消防活動の考えは。
- △ 2年度、大雪時に救急要請があり、到着までに時間がかかる場合には、通報場所近くの消防署からポンプ隊を出動させ、救急車両よりも先に到着し、救急支援等の対応を行った。3年度についても同様の事案があれば、躊躇なく直近の消防隊を出動させるという対応を取りたい。
- 消防救急デジタル無線設備改修事業費について、分団に配備されている無線機を年に何度も貸してほしいと消防署から頼まれることがあるが、消防署の無線機は足りているのか。
- △ 各消防署における大規模な訓練時などに、無線機が足りず、消防団から借用していることは事実である。消防署のトランシーバー等も利用し、分団の活動に支障がでないような運用をしていきたい。

【議案第3号のうち、国民健康保険税について】

- 第3子の均等割の減免の実施をすべきと考えるが、見解は。
- △ 子どもの均等割の減免措置については、国の負担と責任において行われるべきものと考えていることから、これまで全国市長会を通じて制度の創設を要望してきたところである。こうした地方からの声を踏まえ、令和4年度から未就学児にかかる均等割について、その2分の1を公費で軽減するとの方向性が国より示された。本市としては、子どもの均等割にかかる軽減の対象を未就学児に限定することなく、またその費用の全額を国費で負担すべきものと考えていることから、引き続き要望していく必要があると考えている。なお、保険税の減免については、子育て世帯か

否かにかかわらず、所得の少ない世帯に対し、均等割と世帯ごとに課税される平等割の軽減を行っており、平成 26 年度以降、国の制度改正に合わせて、応益分の保険税にかかる軽減判定基準の見直しを行っている。加えて、被災者や、失業により所得が前年に比べて著しく減少する方などに対する減免、さらには 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入等が減少する見込みの方に対する減免も実施したところである。こうした取り組みも行いながら、被保険者の負担軽減を図っていきたい。

- 2 年度の資格証明書及び短期保険証の発行状況は。
- △ 令和 2 年 10 月の一斉更新の資格証の交付世帯数は、34 世帯で対前年度比 18 世帯の減となっている。短期証の交付世帯数は、905 世帯で対前年度比 4 世帯の増であった。
- 資格証明書を発行すべきでないと考えるが、3 年度の方針は。
- △ 資格証交付世帯の場合には、医療機関での窓口負担が 10 割となるため負担が大きいことから、電話や文書等で接触を試み、納税相談につなぐことで、短期証への切り替えに努めているところである。国民健康保険税は、国保事業を運営するにあたり必要な財源であり、こういった取り組みは、納税の公平性という観点からも必要と考えている。本市としては、短期被保険者証や資格証明書の交付は滞納者の方々の事情を聞き、それぞれの事情に応じた納付方法を相談する機会を作るためのものと捉えている。今後とも被保険者の個別事情に十分配慮しながら適切な制度運営に努めていきたい。
- 都道府県単位化への移行に伴い、国民健康保険税が高い水準にならないようにすべきと考えるが、見解は。
- △ 県と県内 15 市町村等で組織する富山県国保運営方針等連携会議では、保険料・税の減免基準の統一をはじめ、様々な国保事業の標準化に関する協議を順次行っている。今後、保険料水準の統一について、議論していくこととなるが、その際には、国保制度が社会保険方式の社会保障制度として持続可能なものとなるように、県や各市町村と慎重に協議を進めたい。

【議案第 7 号のうち、介護保険料について】

- 一般会計からの繰り入れなど、保険料負担の軽減に向けた取り組みは。
- △ 国・県・市町村、第 1 号被保険者それぞれの負担割合が決まっていることや、将来の給付費の見込みも考え、一般会計繰入金は、法定負担割合での予算措置としている。以前の会計検査の報告では、183 保険者のうち 11 保険者が保険料基準額を大幅に引き上げることを避けるため等から、一般会計から繰り入れを行っている自治体があると聞いているが、法定負担割合を超えて行うことは、費用負担の公平性を損なうおそれがあることから適当でないという厚生労働省の見解がある。本市においても一般会計繰入金については、法定負担割合としたい。
- 過去 3 年間の介護保険料の滞納状況は。
- △ 平成 30 年度については約 6,500 万円、令和元年度については約 5,500 万円となっている。今年度の見込みについては、現時点では未定である。

- 要介護 1・2 の認定者数の人数は。
- △ 令和 2 年 10 月時点の 65 歳以上の第 1 号被保険者で 4,798 人である。3 年度は、70 人程度の増加を見込んでいる。

【議案第 8 号のうち、後期高齢者医療保険料について】

- 保険料が増額となっているのはなぜか。
- △ 令和 3 年度分については、県の広域連合から通知された保険料負担見込み額を計上している。特別徴収、普通徴収の別については、今年度の収納構成比見込みに基づき、それぞれ按分している。滞納繰越分については、2 年度分の滞納繰越見込み額と元年度以前の滞納繰越見込み額に元年度の収納率を乗じて算出している。
- 後期高齢者医療保険料の滞納金額が増えているのはなぜか。
- △ 平成 30 年度から令和元年度にかけて、滞納金額は 57 万 3,300 円増加しており、増加率 1.8% である。滞納額が増加しているのは、年々被保険者数が増加しているからと認識している。元年度の収納率は、98.37% であり、ここ 3 カ年の中で、最も良い収納率となっている。滞納される方の中には、保険料を納めたくても納めるお金がないといったケースや納期限が過ぎていることに気づけなかったといったケースがある。電話や文書での催告、窓口で分納相談を行うなど、個々のケースに応じたきめ細やかな対応を引き続き行うこととしており、収納率の向上、保険料の確保に努めたい。
- 政府は 75 歳以上の窓口負担を 2 割負担にしようとしているが、やめるよう国に働き掛けては。
- △ 政府は、令和 2 年 12 月 14 日に全世代型社会保障検討会議を開催し、2 割負担とする対象者について、単身世帯で年収 200 万円以上かつ課税所得 28 万円以上とする最終報告を取りまとめ、15 日に閣議決定した。本市としては、今後とも国の動向を注視し、保険者である富山県後期高齢者医療広域連合と連携し、情報収集に努めるとともに、被保険者への周知と丁寧な説明に努めたい。

【議案第 9 号について】

- 令和 3 年度は、新型コロナの影響による損益をどのように見込んでいるのか。
- △ 収益については、経常収益が 90 億 5,400 万円、経常費用が 90 億 4,900 万円で差し引き 500 万円の黒字を見込んだ事業計画を行った。入院収益や外来収益については、減少を見込んでいるが、費用を絞るなどし、元年度ベースまで実績を戻すという考え方でやっていきたい。
- 施設改良事業について、今後の施設改修に向けた計画内容は。
- △ 本院では、施設の長寿命化計画を立てており、それに基づき、建物本体そのものも当然ながら、配管や空調、電気設備なども計画的に修繕していきたい。
- 先行きが不透明な情勢ではあるが、病院経営の健全化に取り組んでほしい。(要望)
- ジェネリック医薬品の使用比率は。
- △ 令和元年度のジェネリック医薬品の当院での使用比率は、後発医薬品のある医薬品の 9 割を超え薬品費全体に占める費用の割合は 10.5% である。

- ジェネリック医薬品大手の日医工株式会社が違法な製造と品質管理で県から業務停止命令を受けたが、この事態を受けての市民病院の考えは。
- △ すでに出荷された商品に関しては、日医工株式会社が品質の再確認をしており、有効性・安全性に関しては問題がないと報告を受けている。本院としては、特に問題は生じていない。
- 金利節減に対してどのような取り組みを計画しているか。
- △ 起債する際は、入札により最も金利の低い市中銀行から借りている。
- 患者情報の保護・管理について、令和3年度の方針は。
- △ 元年度、株式会社インテックによる個人情報の漏洩問題があったが、日頃から職員に対し、個人情報の取扱いに厳しく注意喚起を行っている。業者に対しても引き続き、個人情報保護の重要性を厳しく指導していきたい。

〔討論〕

（議案第2号のうち、本委員会所管分に反対の立場から）

- 身の丈を超えた財政運営をきっかけに、地域に身近な老人クラブや未来を担う子どもたちの民間教育・保育施設等への補助金削減が継続されており、回復措置を強く求める。令和2年度からの地区連絡センターでの住民票等の発行業務の停止は、住民サービスの後退である。また、マイナンバー制度関連費用が計上されているが、多くの市民が個人情報の漏洩や不正使用に不安を抱えており、制度の廃止・凍結を国に要請すべきである。また、個人情報保護のための万全の対応を当局に求める。

（議案第3号に反対の立場から）

- 国保事業の都道府県化のもとでは、保険税の大幅な引き上げが強く懸念されるため、統一保険料の設定に賛同しないようお願いしたい。国民健康保険事業財政調整基金を活用し、均等割を含めた保険税の引き下げに踏み切るべきである。また、国による抜本的な財政支援を求めている。

（議案第7号に反対の立場から）

- 介護保険料の大幅な引き上げが予算に盛り込まれており、容認できない。一般会計からの繰入を行い、値上げを中止するよう求める。国は、全世代型社会保障改革のなかで、介護サービス利用料の原則2割への値上げ、要介護1・2の生活援助サービスの保険給付からの除外、ケアプラン作成の有料化などを求めている。これは大量の介護難民を作ることになり、承認できない。介護保険料の引き下げのために、国庫負担割合の引き上げを国に要請するよう求める。

（議案第8号に反対の立場から）

- 後期高齢者医療の窓口負担を1割から2割に倍増させる危険な動きがある。この制度は75歳以上の高齢者を別枠の制度に迫りやる差別的な制度であり、廃止すべきである。また、高い保険料の負担軽減を強く求める。

【議案第 27 号について】

- 高齢者の 1 カ月分の年金が、1 年分の介護保険料と同等であり、市民から負担が限界との声があがっている。これについての見解は。
- △ 今回の介護保険料の算定については、今後 3 年間の介護サービスや介護需要を想定し、その総額の費用を国・県・市町村・第 1 号保険者が一定の決められた割合で負担していただくように計算したものである。介護保険特別会計では、準備基金はあるが、第 6 期から第 7 期に移行する時に、その準備基金を活用して第 7 期には、介護保険料の引き上げをしなかった。つまり 6 年前から介護保険料が据え置き状態となっている。今回、今後 3 年間については、その準備基金が 1 億 5,000 万円ほど残っているということで、それを最大限活用しながら今後 3 年間の介護保険料を算定して、第 5 段階の標準の方を基準にすると月額 767 円引き上げることである。そういう意味では、年金受給者の年金が引き下げられたという社会情勢もあるが、この介護保険制度が高齢者の方々が生活するうえでライフラインになっているような状況を考えると介護保険料の上昇についてはご理解をいただきたい。
- 準備積立基金が廃項となっているのは、なぜか。
- △ 介護保険事業計画の期間は 3 カ年となっている。3 年間で収支均衡のバランスをとる考え方をもとに、令和 3 年度は基本的には黒字になる見込みで運営することとしており、3 年度は基金を取り崩さない。2 年度に予算計上した基金繰入金の項について、3 年度は予算計上がないことから廃項となっている。
- 第 9 期以降も介護保険料が増額される見通しと考えてよいか。
- △ 3 年度からの 3 カ年について、1 年間かけて推測してきた。3 カ年を 1 サイクルとして保険料を設定している。そういう意味では、初年度は黒字で基金を積み立て、2 年目が収支均衡、3 年目が初年度に積み立てた分が減っていくというシミュレーションで考えている。3 年後の第 9 期については、現時点では未定である。

【議案第 28 号について】

- 指定居宅介護支援事業所関係で人員基準が緩和されると思うが、主任介護支援専門員の確保が困難な場合に、介護支援専門員を管理者とすることができるというのは、どういう意味なのか。介護人材の質の低下につながるのか。
- △ 介護支援専門員を管理者とする取り扱いが可能になるということで人員基準が緩和された。この緩和基準については 6 年の経過措置を設けている。本市としては、居宅介護支援事業所に対して、実地指導等を定期的に行っており、引き続き、質の低下が起らないように指導していきたい。
- ケアプランを作成する居宅介護支援事業所に対して、市が点検・検証する仕組みを導入とあるが、現状でも行っているのではないか。
- △ 現行でも点検・検証を行っているが、必要以上の過剰なサービスが提供されていないかを新たに点検するものである。保険者としては、過剰なサービスを点検することで給付費や保険料の抑制につなげていくという観点もある。
- 認知症対応型共同生活介護の人員配置基準はどのようになるのか。
- △ 従来、1 ユニット 9 名以下で 2 ユニットまでのサービスの整備・提供が、1 ユニ

ット9名以下で3ユニットまで弾力化して提供できるようになる。また、サテライト型の事業所の基準も創設されている。人員基準については、管理者が兼務できることや夜勤体制を見直すことなども可能となった。

○ 夜勤体制はどのようなになるのか。

△ 条件は付くが、安全対策を取ることで、3人必要だったものが2人の配置で可能となった。

○ 職員の負担を増やすという基準緩和では介護人材の確保がさらに困難になるのではないかと懸念するが、見解は。

△ 職員の負担を緩和するために、人員基準等を緩和したと考えている。

〔討論〕

（議案第27号に反対の立場から）

○ 対象である介護保険第1号被保険者は、65歳以上の高齢者であり、その多くが年金収入を支えとしている。年金額が令和2年度において、0.1%引き下げられることが決まっているなか、介護保険料基準額の13%以上の引き上げは容認できない。介護保険料の引き下げのために国庫負担増を国に求めるとともに、市としての財政努力を求める。

（議案第28号に反対の立場から）

○ 感染症や災害への対応力強化を掲げているが、介護現場の人手不足を深刻にする職員配置基準や運営基準の緩和がこの条例には多く盛り込まれている。職員の負担を増やす基準緩和では、介護人材の確保はさらに困難になる恐れがあり、容認できない。

【議案第58号について】

○ 院内保育について、病院に勤務する職員専用なのか。

△ そのとおりである。

○ どの程度の需要を見込んで、補正予算を計上したのか。

△ 需要もあるが、開設予定の場所の関係で、保育できる児童数は最大10人規模と考えている。

△ 院内保育については、主に女性医師を対象に考えている。医学部に入学する女性の割合がかなり増えており、富山大学では約50%が女子生徒となっている。それに伴い、女性医師の割合が本院でも増加してきており、女性医師の出産に対するサポートということで院内保育を考えた。

○ 医師に限らず看護師の働き方改革にもつながるようにしてほしい。

△ 予備調査を行ったところ、本院の場合は本市出身の看護師が多く、近くに親がいたり、同居したりしているため、子どもの面倒を見てもらえる環境の人が多いのに対し、本市出身の医師は少なく、近くに親や親せきがおらず、育児がうまくいかないといった悩みがあった。決して医師限定の院内保育というわけではなく、他の職員も対象にしている。

- 入院患者の子ども保育も可能にするなど、広い視点で取り組みを拡大してほしい。(要望)

2 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔福祉保健部〕

- (1) 第3期高岡市地域福祉計画の策定について
- (2) 高岡市障がい者基本計画・第6期高岡市障がい者福祉計画・第2期高岡市障がい児福祉計画の策定について
- (3) 高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の策定について
- (4) 高岡市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）中間評価（案）について

〈 委員から次の質疑等があった。 〉

【障がい者の8050問題について】

- 知的障がい者や精神障がい者について、親が要介護者になったときや亡くなったときに、地域に与える影響は大変大きいと考える。福祉保健部の連携だけでなく、地域や警察、医師など、いろいろな連携が必要になってくると考えるが、見解は。
- △ 地域によっていろいろな団体が存在している。同じような案件であっても対応が違ふことがあるかもしれない。市役所以外の公的な機関とも連携を取ることが大事だと考えている。すぐに目標に到達することは難しいが、計画に基づき、トライ＆エラーを繰り返しながら最終的には目標に近づくような体制で進めたい。その第1弾ということで福祉連携推進室を令和3年度に創設し、市役所以外の支援機関とも連携を密にして問題の解決を図っていくスタートとしたい。
- 市役所として、地域の方が相談できる窓口を作っていってほしい。(要望)

【計画の策定について】

- パブリックコメント等でどのような意見があったのか。また、それをどのように反映したのか。
- △ 地域福祉計画については、44件のパブリックコメントがあり、そのうち18件を計画に反映した。その他の個別意見についても事業の参考にしていきたい。主な意見としては、地域福祉計画については福祉分野の基本方針ということで、SDGSとの関係を表示してはどうかとの提案があり、アイコンなどを取り入れた。また、タイトル名を地域共生あっさりプランとした。計画の考え方をしっかりと市民に伝えていく必要があるのではないかという意見もあった。その他としては、地域にお

ける福祉の現状として、地域の担い手不足やいろんな事業が嵩んでいるという意見があったので、事業を地域の中で機能的に整理していくといった方向性を計画のなかに記載している。

△ 障がい者福祉計画については、34 件のパブリックコメントがあり、そのうち 29 件を計画に反映した。主な意見としては、障がいの特性や個々に合った対応が知られていないなど、障がいに対する理解に対するものが多かった。その他としては、障がい相談を担う支援専門員の負担が増加している、相談支援体制に満足できないなどの意見があり、相談員に対する支援事業や相談支援体制の構築ということで福祉連携推進室の設立なども踏まえ計画のなかに位置づけた。

△ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のパブリックコメントでは、通いの場に対する意見が多く寄せられた。通いの場は重要であるが、コロナ禍において集まることにリスクがあるのではないかという意見や閉じこもりなどで参加できない人への対応をどうしていくのかという意見があった。それらの意見を踏まえ、令和3年度当初予算において、通えないときの対応についても予算を計上している。その他には、相談支援体制に対する意見も多かった。

〔市民病院〕

- (1) 高岡市民病院第Ⅳ期中期経営計画の評価指標（令和元年度分）について
- (2) 高岡市民病院第Ⅴ期中期経営計画（新公立病院経営改革プラン）の策定について

〈 委員から次の質疑があった。 〉

【高岡市民病院第Ⅴ期中期経営計画について】

○ 目指すべき将来像ということで、第Ⅴ期から「地域包括ケアシステムの構築を牽引する」ということを加えた考えは。

△ 少子化や核家族化に伴い、本市も高齢者夫婦世帯や高齢者独居世帯が増加している。このような状況では、急性期病院での治療が終われば、それで終わりということではなく、病院から地域への橋渡しが大事になってくる。地域包括ケアシステムは、医療、介護、生活支援すべてを包括したシステムであり、どこかが旗振り役にならないと話が前に進まないのではいかと考えた。本院には本市の自治体病院という役割があることから、リーダーシップをとって、地域包括ケアシステムを進めていきたいとの思いを込めて計画に掲げた。

○ 急性期病院である市民病院が地域包括ケアシステムの旗振り役になるとは、どういう意味なのか。

△ 当院は急性期病院のみでやってきたし、今後も急性期病棟だけで、地域包括ケア病棟や回復リハビリ病棟は作らない予定としている。その分、地域医療部を介して後方施設と呼ばれる回復期病棟や介護施設などと連携を密に取っている。本市には、急性期病棟だけでなく、回復期、慢性期を併せ持った病院も存在するが、その病院の中だけで地域包括ケアシステムが構築されているため、市全体でシステムを構築する時には、やはり市民病院がやらないといけないという想いを持っている。具体

的なことに関してはこれからのことになるが、今は後方支援病院や後方支援施設との連携を密にし、患者の移動をスムーズにすることや、在宅へ移行する場合は開業医の医師と連絡を密にし、退院カンファレンスを行うなどしている。市民病院が訪問診療や訪問看護を行うシステムができれば一番良いが、マンパワーの問題や様々な予算の問題もあることから実現は難しいのが現状である。そのような中で、市全体としての地域包括ケアシステムの構築に、旗振り役として参加できないかという想いがあったので、そのような表現をした。

〔消防本部〕

- (1) 令和3年春季火災予防運動実施要領について
- (2) NET119緊急通報システムの導入について

〈 委員から次の質疑等があった。 〉

【NET119緊急通報システムについて】

- 市内在住の方しか利用できないのか。
- △ 本市に居住し、または勤務する方が対象となっている。
- 氷見市との消防広域化が進められているが、対象が本市だけでよいのか。
- △ 氷見市及び砺波地域消防本部を構成している市にお住まいの方も利用が可能である。
- 対象を市内在住の方と記載してしまうと、誤解を招く可能性もあることから、消防本部及び福祉保健部にはそのような点も配慮し、周知に努めてほしい。(要望)

3 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第104条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

4 その他

- 次回の常任委員会の開催について

4月19日（月）午前10時に開催することが報告された。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

民生病院常任委員会 当局説明員（24名）

市民生活部長	梅 崎 幸 弘	市民病院長	藪 下 和 久
市民生活部次長 地域安全課長・環境政策室長	堺 啓 央	市民病院事務局長	崎 安 宏
共創まちづくり課長	室 谷 智	総務課長 栄養管理課長	新 田 裕 子
共創まちづくり課 多文化共生室長	寺 口 昌 代	医事課長	長 田 由 美 子
男女平等・共同参画課長	早 苗 伊 紀 子		
市民課長	赤 阪 典 子	消防長	浦 島 章 浩
環境サービス課長	山 本 明 宏	消防本部次長	山 口 喜 代 治
		総務課長 高岡・氷見消防広域化準備室長	有 澤 智 文
福祉保健部長	川 尻 光 浩	予防課長	布 橋 隆 男
福祉保健部次長 参事	笹 島 永 吉	警防課長	山 田 安 宏
社会福祉課長	山 本 真 弘	通信指令課長	奈良岡 由多可
子ども・子育て課長 保育・幼稚園室長	村 上 彰		
高齢介護課長	森 川 朋 子		
保険年金課長	徳 市 直 之		
健康増進課長	山 本 美 由 紀		